

3. 教育

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
<p>(16)大学設置基準の見直し【大学設置基準、大学院設置審査基準要項（平成13年2月20日決定）】</p>	<p>高等教育機関における遠隔授業においては、大学設置基準第25条にて以下が規定されている。</p> <p>隔地の教室、研究室またはこれに準ずる場所において同時に行う。</p> <p>多様な通信メディアを利用して文字・音声・動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われること</p> <p>大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すること</p> <p>また、第28、32条にて遠隔授業・単位互換制度により修得する単位数については30単位を越えないことと規定されている</p>	<p>マルチメディア技術、ネットワーク技術、ブロードバンド環境が急速に整備されるなど経済・社会のIT化が急速に進展する中で、遠隔授業として成立する要件及び卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い条件を緩和する。</p> <p>【バーチャル・ユニバーシティ事業の創出・拡大。時間的・地理的制約を超えた教育環境の創出・拡大により、教育機会の拡大と教育レベルの向上が望める】</p>
	<p>大学設置基準に基づく施設の保有規制により、都心から大学がなくなり、都市の活気が減退している。大学院設置基準要項（平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）に「大学院専用の施設にあっては、次の場合に限り借用のものであっても差し支えないものとする。ア．申請時において開設以降十年以上にわたり支障なく使用できる保証があること、イ．申請時において借用に係る経費を適当な形で確保していること」とされているが、不十分である。</p>	<p>土地の確保が難しい都心では大学本部と教室（貸ビル）程度でも良しとする大学設置基準等の広義解釈または改正を行う。（都心に社会人対象の大学院サテライト教室を開設する場合等には、施設の保有・借用の規制を緩和する。）</p>
	<p>上記のほか 収容定員と専任教員数が規定されている、 サテライト大学院レベルにおける単位互換制度が認められていない、 学部、学科の新設における手続きが煩雑、等の理由により、都市において柔軟な大学教育を提供することに障害が多い。</p>	<p>大学設置基準を緩和し、大学機能の都心部への進出に対する規制を緩和する。</p> <p>【学生の都心部への流入。知的生産機能の創出による都市における経済活動の活性化】</p>